

居宅介護支援事業所さくら・おの運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人啓誠福祉会が設置する居宅介護支援事業所さくら・おの〔以下「事業所」という。〕が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護支援専門員等は、要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適正な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。

- 1 事業の提供にあたっては、常に利用者の立場に立ち、利用者の意思及び人格を尊重して、提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公平中立に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を計り、総合的なサービスが利用できるように努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所さくら・おの
- (2) 所在地 田村郡小野町大字小野新町字中通 64-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮、命令を行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 1 名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、田村郡小野町の区域とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～土曜日とする。ただし日曜祝祭日・8月13日から15日・12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日・午前9時00分から午後6時00分・土曜日は午前9時00分から午後1時00分とする。

(居宅介護支援の内容及び提供方法)

第7条 居宅支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) その他居宅介護に必要な支援

1 居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員は居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等について説明を行い、居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
- (2) 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにするため、利用者の居宅をその都度訪問し、利用者及びその家族に面接するものとする。
- (3) 介護支援専門員は利用者について把握した課題について適切な課題分析方法により課題を分析し、利用者、家族の希望並びに当該地域における居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービス提供時の留意点等を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。
- (4) 介護支援専門員はサービスの担当国会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。
- (5) 介護支援専門員は作成した介護サービス計画について、利用者並びにその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅介護サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況、利用者についての解決すべき課題等の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

- 2 居宅介護支援の提供に関連する利用者からの相談等の場所は事業所内の相談室を利用するものとするが、状況によっては利用者宅でも行えるものとする。

(利用料)

第8条 居宅支援を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示上の額）によるものとし、介護保険適用の場合は全額無料とし、介護保険が適用にならない場合は、全額自己負担とする。

- 1 通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。
実施地域の境界から、片道おおむね1キロメートルあたり 30 円
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員は居宅介護支援業務中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告をし適切な指示を受けなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

- 1 前項の職員が、職員でなくなった場合においても、在職中に（退職後も）知り得た利用者又はその家族の秘密は保持しなければならない。
- 2 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、必要な研修の機会を確保するものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第 11 条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第 4 項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 1 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 2 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 3 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 職場におけるハラスメントに関する相談・苦情を受けた場合には、法人内に相談窓口を設置、相談窓口担当者を配置し対応するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者定める。
- (2) 身体的拘束等の適正化の推進
 - 1 利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
 - 2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務づける。
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- (5) 高齢者虐待防止に関する取組状況を介護サービス情報公表システム等で掲示を行う。

(6) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画)

第 13 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 14 条 感染症の予防及びまん延防止のため指針の整備及び計画の策定を行い、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、業務継続計画に関する取組状況を介護サービス情報公表システム等で掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(補則)

第 15 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置者社会福祉法人啓誠福祉会と事業所の管理者との協議によって定める。

附則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。